

2018年10月17日

**北海道胆振東部地震で被災された個人型確定拠出年金加入者
及び中小事業主の方への特例措置について**

このたびの地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

北海道胆振東部地震で被災された個人型確定拠出年金加入者及び中小事業主の方に対して、国民年金基金連合会が掛金納付の特例措置を設けましたのでお知らせします。

<特例措置の概要>

北海道胆振東部地震で被災された個人型確定拠出年金加入者及び中小事業主の方は、お申し出により、掛金納付の一時停止、ならびに納付再開時の一括納付が可能となります。なおこの措置の終了日は国民年金基金連合会により別途定められます。

内容の詳細については国民年金基金連合会のホームページでご確認いただけます。

リンク：<https://www.ideco-koushiki.jp/news/index>

お申し出をご希望の場合は、アンサーセンター（0120-401-648）までお問い合わせください。

以上